

告示第千七百五十二号

昭和二十六年十一月二十四日

日本銀行券五十円の様式を定める件

大蔵省

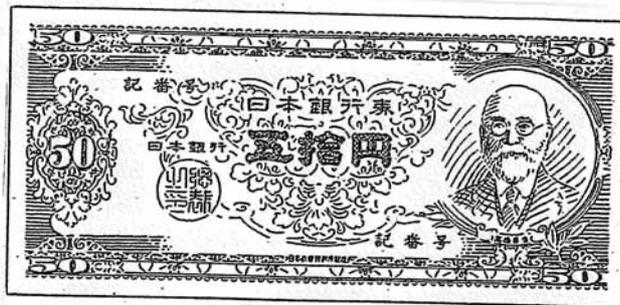
日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第三十三條の規定に基き、
昭和二十六年十二月一日から発行する

日本銀行券五拾円の様式を次のように定める。

大蔵大臣 池田 勇人

裏		表		用紙	寸法
印地	りんかく及び風景	記号及び番号	りんかく、文字及び肖像	数字50及び日本銀行マークの白ちらし	縦 六十八ミリメートル 横 百四十四ミリメートル
模様	様淡紫色	印章	淡橙、淡紫、黄茶色及び黒色	寸き入	
章	赤茶色	黒色			

表



裏

